

琉球大学理学部規程

〔 昭和54年2月1日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学理学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。
(学科及び講座)

第2条 本学部に、次の学科及び講座を置く。

学 科	講 座
数理科学科	基礎数理学、数理解析学、情報数理学
物質地球科学科	物質基礎学、物質情報学、海洋地圏科学、海洋水圏科学
海洋自然科学科	分子機能化学、解析化学、海洋化学、進化・生態学、 熱帯生命機能学、海洋生物生産学

(教育研究上の目的)

第2条の2 本学部は、普遍的な基礎科学の重要性を念頭に置き、優れた人材の育成と理学分野の研究の発展を目指し、更に、亜熱帯島嶼の特性を生かした特色のある教育研究を推進することを目的とする。

2 本学部に置く学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学 科	教 育 研 究 上 の 目 的	
数理科学科	諸科学の基礎としての数理科学の教育研究を行うとともに、数理科学的素養を持ち、社会の多様化と時代の変化に柔軟に対応できる幅広い教養を身に付けた人材を育成することを目的とする。	
物質地球科学科	物理系	多様な自然現象を物理的に探求し、体系的な理解を通して普遍的法則や考え方についての研究を行うとともに、それらを身に付け、社会や学問の世界において自立できる人間を育て、物理学を通して人類の幸福と社会の進展に貢献できる人間を育てることを目的とする。
	地学系	大気、海洋並びに地表から地球深部までを対象とし、琉球列島の地理的位置、気候、地質を活かした基礎教育と研究を行い、地球科学を基盤として地域並びに国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
海洋自然科学科	化学系	多様な物質の反応・構造・機能を分子科学的に理解する基礎的化学に加えて、新規物質の創成や亜熱帯・島嶼・海洋の地域特性を生かした天然物・環境分野の化学的教育研究を行い、化学的素養を基礎に幅広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。
	生物系	琉球列島の恵まれた自然環境を実体験の場として活用した生物学教育並びに自らの生物学的素養を地域から国際社会までの様々な領域で発揮できる人物の育成を目的とする。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第3条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数及び履修方法は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

第4条 専門教育の授業科目の種類及び履修方法については、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第4条の2 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習について係数3（ただし、演習については、教育上必要と認められる場合には、係数1.5）、実験及び実習については係数1（ただし、教育上必要と認められる場合には、係数1.5）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 前2項に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表のとおりとする。

(授業科目の公示)

第5条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、開講1週間前までに公示する。

(登録、試験及び単位の認定)

第6条 登録、試験及び単位の認定については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(休学、復学、退学及び除籍)

第7条 休学、復学、退学及び除籍については、学則の定めるところによる。

(再入学)

第8条 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(編入学)

第9条 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転入学)

第10条 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(転学部及び転学科)

第11条 転学部、転学科については、琉球大学転学部、転学科及び転課程に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第12条 卒業するには、本学に4年以上在学し、別表に定める単位を取得しなければならない。

(卒業の判定)

第13条 卒業の判定は、教授会が行う。

(科目等履修生)

第14条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(研究生)

第15条 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

第16条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(留学等及び特別聴講学生)

第17条 留学等及び特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(指導教員)

第18条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月21日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月22日)

この規程は、平成4年4月22日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則 (平成5年4月28日)

この規程は、平成5年4月28日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年12月12日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第4条の2の規定は、平成6年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第4条の2の規定を、平成6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）に適用する。
- 4 前2条にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第4条及び第4条の2の規定に基づき平成6年度以降の入学者のために開設される授業科目を履修させる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を

与える。

附 則（平成8年2月21日）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日に理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科、海洋学科に在学していた者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科、海洋学科は改正後の第2条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に理学部の当該学科に在学する者が理学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月4日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。